

役員・評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人北心会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北心会の役員・評議員の業務に対する報酬並びに費用弁償の額及びその支給方法について、必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程に定める役員とは、常勤役員、理事、監事をいう。

2 常勤役員は、理事長が務める。

(常勤役員の業務)

第3条 常勤役員の業務は、法人の財務管理、各施設・事業所の人事労務管理その他必要とする法人運営の統括に関する業務とする。

(報酬支給の範囲)

第4条 役員報酬は、その任にあるのみにおいては支給しない。報酬を支給できる業務は次のとおりとする。

- (1) 理事については、理事会・評議員会への出席
- (2) 評議員については、評議員会への出席
- (3) 監事については監事監査会・理事会・評議員会への出席
- (4) 役員が、その任を実行するにあたって理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第5条 役員・評議員に対する報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 常勤役員 年額 3,000,000 円以内とし、金額は毎年度定時評議員会で決める。
- (2) 理事・評議員・監事 年額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第6条 費用弁償の額は、職務のために旅行した場合及び法人の会議に出席した場合の費用とし、以下のとおりとする。

旅行・・・航空機・鉄道・バス使用は実費。自家用車使用はバス運賃。
会議・・・交通費として片道 10 km 以内 1,000 円 10 km 以上 2,000 円

(日当)

第7条 旅行の場合は次のとおり日当を支払う。

在勤地外・・・1日 1,000 円
宿泊を伴う場合・・・1泊につき 2,500 円

(支給方法)

第8条 報酬の支給は、常勤役員については、職員の給与支給と同一とし、その他の役員については、その年度の3月末日までに現金で支払う。費用弁償は、旅行については前日まで、法人の会議出席については当日現金で支払う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成22年9月22日一部改正

平成29年6月15日評議員会において改正

2019年6月17日評議員会において一部改正